

ぬまづの宝100選選定基準

(趣旨)

本市の持つ魅力ある地域資源を「ぬまづの宝」として発掘して磨き上げ、全国に発信しようと呼びかけたところ、多くの市民から自然、歴史、文化、産業、食など様々な分野で400を超える「ぬまづの宝」が寄せられた。

これらの「ぬまづの宝」や、まだ発掘されていない地域資源の中から、特に本市の個性と魅力を表現する宝を「ぬまづの宝100選」として選定するため選定基準を定める。

(選定方法)

- 1 市民、学識経験者等で構成する「ぬまづの宝100選選定委員会」を設置し、選定する。
- 2 前項に定める「ぬまづの宝100選選定委員会」の設置に関しては別に要綱を定める。

(選定の基本的な考え方)

市民から募集した「ぬまづの宝」や、まだ発掘されていない地域資源の中から、特に本市の個性と魅力を表現し、市民が誇りと愛着を持ち、市内外に強く情報発信することができるものを選定する。

(選定基準)

- 1 「ぬまづの宝100選」は、有形、無形を問わず、「ぬまづの宝100選」の応募得票数を参考に、次の観点から選定する。
 - (1) 他に誇れる本市ならではのもの
 - (2) 交流人口の拡大に寄与するもので、観光資源として活用することができるもの
 - (3) 後世に保存・継承したい歴史的・文化的価値があるもの
 - (4) 地域振興、産業振興に寄与し、本市のまちづくりに活かすことができるもの
 - (5) 前各号のほか、本市の個性と魅力をさらに向上させるもの
- 2 次のいずれかに該当する内容のものは選定しない。
 - (1) 「ぬまづの宝100選」の趣旨にそぐわないもの
 - (2) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの
 - (3) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
 - (4) 公序良俗に反するもの
 - (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
 - (6) 宗教に関するもの（歴史・文化的価値の認められるものは除く）
 - (7) 政治的活動に関するもの

- (8) 公の選挙又は投票の事前活動に該当するもの
- (9) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (10) 個人宣伝や個人の利益につながるもの、又はその恐れがあるもの
- (11) 危険を伴うもの、又はその恐れがあるもの
- (12) 内容の確認ができないもの、又は確認が非常に困難なもの
- (13) 選定の趣旨に照らし、選定の是非の判断が大きく分かれるもの
- (14) 対象が極めて特定の市民に限定されるもの
- (15) 内容が不明なもの、又は応募者の独善的な思い込みが強いと判断されるもの
- (16) その他選定することが不相当と認められるもの

(その他細則)

- (1) 選定にあたっては各分野や個々の項目などにとらわれず、柔軟に総合的・包括的に選定を行うことができるものとする。
- (2) 「ぬまづの宝100選」の応募得票数にとらわれず、選定基準と照らしあわせとともに、地域振興、産業振興など、将来の利活用等を総合的に勘案して選定するものとする。

《選定を進める上での検討事項》

- 「自然」「歴史」などの7分類から、それぞれ選定する宝の割合を決めるか
- 市内の地域ごとに偏りがないう選定する宝の割合を決めるか
- 選定する宝の数はちょうど100個とするか
- 『場所』を示す宝、『情景』を表す宝をすみわけして選定するか
- 現存しない宝はどうするか
- 場所が特定できない宝はどうするか（造礁サンゴの北限地など）
- 事実が確認できないもの、確証がない宝の選定はどうするか
- 抽象的な宝の選定（「戸田とロシアの関係」など）
- 料金のかかるところ、ものの選定はどうするか
- 実際に行くことができない、見ることができない（禁止区域、危険な場所など）宝はどうするか？
- 継続性がない、すぐに終わる可能性のある宝はどうするか
- 保存状態が悪く、整備予定のない宝はどうするか
- 『人物』はどうするか